

訪問看護ステーション ちむどんどん高知 契約書
(医療保険)

第1条(事業の目的)

この契約は、福の種株式会社が設置する訪問看護ステーションちむどんどん高知(以下「ステーション」という)は、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、健康保険法をもとに、居宅において、その能力に応じ、利用者が望む自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

第2条(運営方針)

ステーションは、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。また事業の実施にあたっては、地域の保険・医療・福祉サービス機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

第3条(事業の名称及び所在地)

名称:訪問看護ステーション ちむどんどん高知
所在地:高知県高知市介良乙1201-1サンヴィレッジ介良B201

第4条(通常の事業の実施地域)

高知市、南国市、香美市、香南市とします。

第5条(職員の職種、員数及び職務内容)

1.管理者:看護師もしくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとします。

2、看護師、准看護師:保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2名以上

訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を行います。

3、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:1名以上

看護師と連携しながら、計画書、報告書を作成し、リハビリテーションを行います。

第6条(営業日及び営業時間)

営業日:月曜日～日曜日とする。

営業時間:8:30～17:30(常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備し、必要であれば訪問して対応します)

第7条(訪問看護の内容)

- 1、療養上の世話
食事(栄養)の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助、ターミナルケア
- 2、診療の補助
褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置
- 3、リハビリテーションに関すること
- 4、家族支援に関すること
家族の療養上の指導、相談、家族の健康管理

第8条(緊急時における対応方法)

- 1、看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとします。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。
- 2、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者および主治医、家族、介護支援専門員に報告します。

第9条(利用料等)

- 1、ステーションは、基本利用料として健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 2、ステーションは基本利用料の他以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 3、利用した翌月10日頃に、利用料が決定し、請求書を発行し、27日(休業日の場合は翌営業日)に口座より引き落としとなります。残金の確認をお願いします。

第10条(利用料滞納)

- 1、利用者が、正当な理由なく、利用料の支払を滞納した場合、催促してもなお支払いされない場合は、サービスを一時停止します。
- 2、前項の訪問看護サービスを停止してもなお、支払いがない場合は、この契約を解除いたします。
- 3、ステーションは、前項を実施した場合は、利用者担当の居宅介護専門員や利用者の居住地である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

第11条(契約終了)

- 1、利用者が死亡、3か月以上にわたる入院、またはサービス提供地域外へ引越した場合
- 2、利用者の病状、要介護状態等の改善により、訪問看護が必要を認められなくなった場合
- 3、利用者が、正当な理由なく、暴力、暴言等の常識を逸脱する行為を行った場合

第12条(相談・苦情対応)

ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第13条(事故処理)

- 1、ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2、ステーションは、訪問看護(介護予防訪問看護)の提供に伴い、利用者、または家族の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、不可抗力による場合を除きその損害を賠償致します。ただし、利用者やその家族に過失があった場合はこの限りではありません。

第14条(虐待防止)

- ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。
- 1、虐待の防止のため対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
 - 2、虐待の防止のため指針を整備します。
 - 3、従業者に対し、虐待防止のため研修を定期的実施します。

第15条(契約外条項)

本契約に規定のない事項については、利用者及びステーションとの協議に基づき定めます。